

宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】
仕様書

1 業務名

宍粟市ふるさと納税PR写真に係る撮影業務【単価契約】

2 業務の目的

ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品PR用写真は、寄付者の関心を得るための重要な要素となっている。そのため、専門技術を有する民間事業者へ委託することにより、返礼品の持つ魅力を最大限に引き出し、寄付者から選択いただくことで、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保及び特産品の知名度向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月18日（月）まで

4 業務内容

ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品写真の撮影や、魅力がより伝わるよう返礼品説明画像等の作成を行う。なお、撮影する返礼品の選定やカット等の指定は宍粟市が行うものとする。

(1) カット等

- ①皿盛・物品・生産イメージ写真の撮影（撮影小道具等の使用を含む）※左記のいずれかの撮影
- ②料理イメージ写真の撮影
- ③ブツ撮り・梱包写真の撮影（1つにつき3カット）※左記のいずれかの撮影
- ④会社・人物・様子写真の撮影 ※左記のいずれかの撮影
- ⑤文字入れ画像作成

（①～④で撮影した写真のうち市が指定したものに返礼品名や容量といった寄付者に情報が伝わる文字入れを行うもので主に返礼品掲載時にトップの写真として使用するもの）

※納品する写真は、JPEG形式・カラーモードRGBとする。

(2) サイズ等

(1) の①～④については、以下の3サイズを1セットとする。

- ・ 2MB（3：2のサイズ）
- ・ 646×1040ピクセル
- ・ 1600×1600ピクセル

(1) の⑤については、以下の3パターンを1セットとする。

- ・ 通常用646×1040ピクセル
- ※テキストの割合等に制限のないもの
- ・ 楽天用1600×1600ピクセル

※テキストの割合が画像の20%以内、背景は写真背景か単色背景を使用、帯や枠線をつけないこと。

- ・通常用1600×1600ピクセル
- ※テキストの割合等に制限のないもの

例) 返礼品Aの撮影で、①物品イメージ写真の撮影と⑤文字入れ画像作成を指定した場合は、

- ・イメージ写真の2MB、646×1040ピクセル、1600×1600ピクセル
 - ・イメージ写真への文字入れで通常用646×1040ピクセル、楽天用1600×1600ピクセル、通常用1600×1600ピクセル
- 上記6点を納品。

例) 返礼品Bの撮影で、③ブツ撮りの撮影と④会社写真の撮影を指定した場合は

- ・ブツ撮りの2MB、646×1040ピクセル、1600×1600ピクセル
 - ・会社写真の2MB、646×1040ピクセル、1600×1600ピクセル
- 上記6点を納品。

(3) 現地撮影の場合

燃料代相当として1Km当たり30円とし、撮影者の営業所から現地までの距離または宍粟市役所本庁舎から現地までの距離のうち、最短距離を優先し往復距離につき支給する。

(4) その他

- ・撮影場所及び撮影日時等については、受託者と返礼品提供事業者で調整すること。
- ・撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、専門的な技術により、返礼品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- ・受託者は、各種ふるさと納税ポータルサイト等を常に研究し、撮影及び加工の技術向上に努めること。
- ・撮影に使用する返礼品は、撮影後に速やかに返礼品提供事業者へ返還すること。(ただし、調理での使用等により返還できない場合を除く。)

5 成果品の納品

原則として市が依頼した日より4週間以内に、全ての成果品を電子媒体(DVD-R等)で宍粟市地域創生課に納品すること。ただし、返礼品提供事業者の希望、その他やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

6 委託料

委託料は、成果品の納品が完了した返礼品分を、月末締め翌月払いで受託者からの請求に基づいて指定口座に支払うものとする。なお、やむを得ない事情により撮影の一部を延期している返礼品があった場合、市担当者の要請により撮影済みの成果品を納品した場合に限り請求することができるものとする。

7 再委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

8 その他

- ・受託者は、市担当者との連絡を密にすること。
- ・撮影は、返礼品提供事業者と撮影内容についての事前協議（構図や返礼品の返還等）を行った上で実施するものとする。
- ・成果品にかかる所有権、著作権は宍粟市に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、宍粟市及び受託者間で協議し決定するものとする。